

このページは、実務経験証明書を記入する事業所の方へ渡してください

5 受験資格コード一覧表

(表1) 受験資格の対象となる国家資格等に基づく業務に従事する者

資格	職種及び業務内容	受験資格コード	備考
医師	医師として医療及び保健指導を掌ることによって公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もって国民の健康な生活を確保する業務に従事	101	
歯科医師	歯科医師として歯科医療及び保健指導を掌ることによって、公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もって国民の健康な生活を確保する業務に従事	102	
薬剤師	薬剤師として調剤、医薬品の供給その他薬事衛生を掌ることによって、公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もって国民の健康な生活を確保する業務に従事	103	大学や企業等での研究業務等は実務経験に含むことはできません。
保健師	保健師として厚生労働大臣の免許を受けて、保健師の名称を用いて、保健指導に従事	104	
助産師	助産師として厚生労働大臣の免許を受けて、助産又は妊婦、じょうけい婦若しくは新生児の保健指導に従事	105	
看護師	看護師として厚生労働大臣の免許を受けて、傷病者若しくはじょうけい婦に対する療養上の世話又は診療の補助に従事	106	
准看護師	准看護師として都道府県知事の免許を受けて、医師、歯科医師又は看護師の指示を受けて、傷病者若しくはじょうけい婦に対する療養上の世話又は診療の補助に従事	107	
理学療法士	理学療法士として厚生労働大臣の免許を受けて、理学療法士の名称を用いて、医師の指示の下に、理学療法に従事	108	
作業療法士	作業療法士として厚生労働大臣の免許を受けて、作業療法士の名称を用いて、医師の指示の下に、作業療法に従事	109	
社会福祉士	社会福祉士として登録を受け、社会福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者との連絡及び調整その他の援助に従事	110	301～309(P.10)のコードに当てはまる業務の場合は、110または111のコードではなく <u>301～309のコードで証明</u> してください。
介護福祉士	介護福祉士として登録を受け、介護福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき心身の状況に応じた介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務に従事	111	
視能訓練士	視能訓練士として厚生労働大臣の免許を受けて、視能訓練士の名称を用いて、医師の指示の下に、両眼視機能に障害のある者に対するその両眼視機能の回復のための矯正訓練及びこれに必要な検査に従事	112	
義肢装具士	義肢装具士として厚生労働大臣の免許を受けて、義肢装具士の名称を用いて、医師の指示の下に、義肢及び装具の装着部位の採型並びに義肢及び装具の製作及び身体への適合に従事	113	
歯科衛生士	歯科衛生士として厚生労働大臣の免許を受けて、歯科医師(歯科医業をなすことのできる医師を含む。)の指導の下に、歯牙及び口腔の疾患の予防処置として次に掲げる行為に従事 一 歯牙露出面及び正常な歯茎の遊離縁下の付着物及び沈着物を機械的操作によって除去すること。 二 歯牙及び口腔に対して薬物を塗布すること。 または、歯科診療の補助に従事 または、歯科衛生士の名称を用いて歯科保健指導に従事	114	
言語聴覚士	言語聴覚士として厚生労働大臣の免許を受けて、言語聴覚士の名称を用いて、音声機能、言語機能又は聴覚に障害のある者についてその機能の維持向上を図るため、言語訓練その他の訓練、これに必要な検査及び助言、指導その他の援助に従事	115	

資格	職種及び業務内容	受験資格コード	備考
あん摩マッサージ指圧師	あん摩マッサージ指圧師又ははり師、きゅう師として、あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゅう師免許を受け、あん摩、マッサージ若しくは指圧、はり又はきゅうに従事	116	
はり師、きゅう師		117	
柔道整復師	柔道整復師として厚生労働大臣の免許を受けて、柔道整復に従事	118	
栄養士	栄養士として都道府県知事の免許を受けて、栄養士の名称を用いて栄養の指導に従事	119	例えば献立作成や調理業務等を実務経験に含むことはできません。
管理栄養士	管理栄養士として厚生労働大臣の免許を受けて、管理栄養士の名称を用いて、傷病者に対する療養のため必要な栄養の指導、個人の身体の状態、栄養状態等に応じた高度の専門的知識及び技術を要する健康の保持増進のための栄養の指導並びに特定多数人に対して継続的に食事を供給する施設における利用者の身体の状態、栄養状態、利用の状況等に応じた特別の配慮を必要とする給食管理及びこれらの施設に対する栄養改善上必要な指導等に従事	120	
精神保健福祉士	精神保健福祉士として登録を受け、精神保健福祉士の名称を用いて、精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識及び技術をもって、精神科病院その他の医療施設において精神障害の医療を受け、若しくは精神障害者の社会復帰の促進を図ることを目的とする施設を利用している者の地域相談支援の利用に関する相談その他の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助に従事	121	301～309(P.10)のコードに当てはまる業務の場合は、121のコードではなく <u>301～309のコードで証明</u> してください。

(表2)次に掲げる施設等において法により必置とされている相談援助業務に従事する者

施設等の種別	職種及び業務内容	受験資格コード	備考
特定施設入居者生活介護	生活相談員として相談援助業務に従事	301	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)第175条第1項第1号に規定する
地域密着型特定施設入居者生活介護	生活相談員として相談援助業務に従事	302	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)第110条第1項第1号に規定する
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	生活相談員として相談援助業務に従事	303	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)第131条第1項第2号に規定する
介護老人福祉施設	生活相談員として相談援助業務に従事	304	指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第39号)第2条第1項第2号に規定する
介護老人保健施設	支援相談員として相談援助業務に従事	305	介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成11年厚生省令第40号)第2条第1項第4号に規定する
介護予防特定施設入居者生活介護	生活相談員として相談援助業務に従事	306	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号)第231条第1項第1号に規定する
計画相談支援	相談支援専門員として相談援助業務に従事	307	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第28号)第3条に規定する
障害児相談支援	相談支援専門員として相談援助業務に従事	308	児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第29号)第3条に規定する
生活困窮者自立相談支援事業	主任相談支援員として相談援助業務に従事	309	生活困窮者自立支援事業等の実施について(平成27年7月27日社援発0727第2号厚生労働省社会・援護局長通知)の別紙(別添1)自立相談支援事業実施要領3(2)アに規定する

※301～309のコードに通所介護(デイサービス)の生活相談員は含まれません(表1のコードで御受験ください)。

このページは、実務経験証明書を記入する事業所の方へ渡してください

実務経験を証明する事業所の方へ

介護支援専門員実務研修受講試験にかかる実務経験証明書（以下、証明書という。）の記入について、御留意いただきたい点を御案内いたします。なお、不正の手段（虚偽の証明書等）によって試験を受け、又は受けようとした場合、合格の決定取り消し、又は試験を受けることを禁じる旨の規定（介護保険法第69条の31）がありますので、留意してください。御不明な点はお問合せください。

証明書について

- 全ての項目について、証明者が記入してください。**受験者による自書は不可**です（代表者や管理者が受験者本人の場合を除く）。証明者は、被証明者の業務従事状況を書類等で確認してください。
- 記入した項目を訂正する場合は必ず**訂正印（職印と同じ印）を押印**してください。**修正液、修正テープの使用は不可**です。
- 証明書右上の日付は、**証明書を作成した日付**を記入してください。
- 証明書は黒または青色のボールペン・万年筆を使用してください。**消せるボールペン・鉛筆書きは認めません**。
- 同一法人・同一会社内であっても、複数の施設・事業所等を異動している場合は、**それぞれの施設・事業所ごとに作成**してください。
- 本会のホームページ（<https://www.fukushi-saitama.or.jp>）に様式を公開しておりますので、パソコンで作成いただいても結構です。
- 就業後、婚姻等により**氏名が変わった場合**、旧姓を併記してください。

証明印について

- 証明書の「職印」欄には、**公的な申請に使用する印鑑**を捺印してください（担当者の個人印等は不可）。

業務従事期間・従事日数について

- 直接対人援助業務従事期間、業務従事日数は、要援護者に対する直接的な援助業務を行っていた期間及び日数を証明してください。
- 直接対人援助業務従事期間のうち、病気などにより**業務に従事しなかった期間が連続して1か月以上ある場合は**、その期間を所定の欄に明記してください。ただし、産前産後休暇は従事期間に算定することができます（育児休業は算定不可）。**業務従事日数は、休日、有給休暇、病気、休職等で対象の業務に従事しなかった日は除いて**記入してください。
- 同一事業所内の異動により**職種が変わった場合**、**1枚の証明書に「従事期間、従事した日数、受験資格コード、主な業務内容」をそれぞれ2段書き**していただいても差し支えありません。
- 対象国家資格等の業務を証明する場合、**実務経験が算定できるのは資格の登録年月日から**です。
（例：看護師としての登録年月日が4月20日の場合、勤務は4月1日からであっても看護師としての実務経験は4月20日から算定します。）

受験資格コード

- P. 9～10**を参照の上、記入してください。本会ホームページでも御案内しております。

業務内容について

- P. 24**を参照の上、記入してください。本会ホームページでも御案内しております。

実務経験見込証明書について

- 実務経験**見込**証明書は、証明日以降の勤務を見込んで証明する書類です。10月11日まで見込むことができます。証明日までの実務経験で、通算の期間や日数が5年かつ900日を満たす場合は、実務経験証明書の様式を使用してください（実務経験見込証明書では証明しないでください）。
- 実務経験**見込**証明書を用了場合は、見込んだ内容が確定した時点で実務経験証明書を提出してください（10月22日（水）必着）。

実務経験証明書 主な業務内容の記入例

このページは、実務経験証明書を記入する事業所の方へ渡してください

※社会福祉士、介護福祉士などは業務独占の資格ではないため、下記表に記載している業務内容の記入例は一例です。
記入例に当てはまらない場合、主な業務内容の欄には、**配置基準上の職種名を明記した上で**、P. 9・10の「職種及び業務内容」をもとに**具体的に**行っている業務を記入してください。あくまで記入例のため、各国家資格が該当の職種の要件となっているかは、各施設種別の配置基準を御確認の上、御記入ください。**業務内容の書き方が御不明な場合は、表紙の問い合わせ先まで御連絡ください。**

P. 9・10 (表1) 受験資格の対象となる国家資格等に基づく業務に従事する者

資格	実務経験証明書 業務内容の記入例(一例)	備考
医師	医師として要援護者に対する医療及び保健指導に従事	
歯科医師	歯科医師として要援護者に対する歯科医療及び保健指導に従事	
薬剤師	薬剤師として要援護者に対する調剤、医薬品の供給業務に従事	
保健師	保健師として要援護者に対する保健指導に従事	
助産師	助産師として要援護者に対する保健指導に従事	
看護師	看護師として要援護者に対する療養上の世話又は診療の補助に従事	
准看護師	准看護師として要援護者に対する療養上の世話又は診療の補助に従事	
理学療法士	理学療法士として要援護者に対する理学療法に従事	
作業療法士	作業療法士として要援護者に対する作業療法に従事	
社会福祉士	社会福祉士として要援護者に対する相談援助業務に従事	受験資格コード301～309に当てはまるものを除く(P.10参照)
	生活相談員として要援護者に対する相談援助業務に従事	
	生活支援員として要援護者に対する相談援助業務に従事	障害者支援施設の生活支援員等
	現業員として要援護者に対する相談援助業務に従事	福祉事務所の一例
	福祉活動専門員として要援護者に対する相談援助業務に従事	市区町村社会福祉協議会に配置されている福祉活動専門員
介護福祉士	介護福祉士として要援護者に対する入浴・排泄・食事等の介護業務に従事	受験資格コード301～309に当てはまるものを除く(P.10参照)
	生活相談員として要援護者に対する相談援助業務に従事	
	サービス提供責任者として要援護者に対する業務に従事	障害者支援施設の生活支援員等
	生活支援員として要援護者に対する入浴・排泄・食事等の介護業務に従事	
視能訓練士	視能訓練士として要援護者に対する矯正訓練及び検査に従事	
義肢装具士	義肢装具士として要援護者に対する義肢装具の製作適合等業務に従事	
歯科衛生士	歯科衛生士として要援護者に対する歯科診療の補助または歯科保健指導に従事	
言語聴覚士	言語聴覚士として要援護者に対する言語訓練検査及び助言、指導業務に従事	
あん摩マッサージ指圧師	あん摩マッサージ指圧師として、要援護者に対するあん摩、マッサージ、指圧の業務に従事	
はり師、きゅう師	はり師、きゅう師として、要援護者に対するはり、きゅうの業務に従事	
柔道整復師	柔道整復師として要援護者に対する柔道整復に従事	
栄養士	栄養士として要援護者に対する栄養指導に従事	
管理栄養士	管理栄養士として要援護者に対する栄養指導に従事	
精神保健福祉士	精神保健福祉士として要援護者に対する相談援助業務に従事	受験資格コード301～309に当てはまるものを除く(P.10参照)
	生活相談員として要援護者に対する相談援助業務に従事	
	生活支援員として要援護者に対する相談援助業務に従事	

P.10 (表2) 次に掲げる施設等において法により必置とされている相談援助業務に従事する者

施設等の種別	実務経験証明書 業務内容の記入例	備考
特定施設入居者生活介護	生活相談員として相談援助業務に従事	
地域密着型特定施設入居者生活介護	生活相談員として相談援助業務に従事	
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	生活相談員として相談援助業務に従事	
介護老人福祉施設	生活相談員として相談援助業務に従事	
介護老人保健施設	支援相談員として相談援助業務に従事	
介護予防特定施設入居者生活介護	生活相談員として相談援助業務に従事	
計画相談支援	相談支援専門員として相談援助業務に従事	
障害児相談支援	相談支援専門員として相談援助業務に従事	
生活困窮者自立相談支援事業	主任相談支援員として相談援助業務に従事	

※切り取らず、コピーして使用してください。または**本会ホームページから様式をダウンロード**できます。
受験者の自書による証明書は不可（事業所等を受験者自身が開業している場合を除く。P.13・14 参照。）

※本票を用いた方は、見込んだ内容が確定した時点で実務経験証明書を提出してください（**10月22日（水）**
必着）。期限までに提出されないと、実務経験を満たさなかったものとして、**試験が無効になります**。
なお、実務経験証明書を提出する際は、必ず**本様式ではなく、実務経験証明書（P25）**を使用してください。

令和7年度 埼玉県

介護支援専門員実務研修受講試験 実務経験**見込**証明書

作成日：令和7年 月 日

埼玉県社会福祉協議会会長 行

【注意】本様式は、作成
日時点での実務経験で
は、**通算の期間や日数が
不足する**場合に作成を依
頼してください。

施設又は事業所の所在地	〒 —	
施設又は事業所名		
代表者氏名		職印
電話番号		
担当者氏名		

下記の者の実務経験は、以下のとおりであることを証明し、事実と相違ないことを確約します。

フリガナ		生年月日
氏 名		昭和・平成 年 月 日生
法人名		
施設又は事業所名		
施設等の種別	※有料老人ホームやサ高住等の場合で、特定施設入居者生活介護の指定がある場合は「特定施設入居者生活介護」と御記入ください。	
対象資格登録日	昭和 平成 年 月 日 令和 ※受験資格コードが101～121の場合のみ記入してください。	
直接対人援助業務 従事期間 ①	昭和 平成 年 月 日 令和 ～ 昭和 平成 年 月 日 令和 (年 か月 日) ① ↳ 起算日は、対象資格登録日以降の日付となります。(受験資格コードが101～121の場合) 「対象資格の登録後、要援護者に対する直接的な援助業務を開始した日付」を記入してください。 ※最長で試験日前日(10月11日)まで見込んで記入ができます。	
上記のうち連続して 1か月以上業務に従事 しなかった期間 ②	昭和 平成 年 月 日 令和 ～ 昭和 平成 年 月 日 令和 (年 か月 日) ② 差し引き ①－② (年 か月 日)	
上記のうち業務に 従事した日数	日	※休日、有給休暇、病気、休職等で 業務に従事しなかった日数を除いて記入してください。
受験資格コード (101～309)		※受験資格コードは、試験案内の P. 9～10 の一覧表または 埼玉県社協ホームページで確認のうえ、3桁のコードを記入 してください。
主な業務内容	【P. 24 の記入例を参考に具体的に記入してください。】	

(注意) 実務経験証明書の記載内容を確認するため、埼玉県及び埼玉県社会福祉協議会の職員が雇用契約書や勤務記録などの書類の提出等を求める場合があります。

1 試験案内 P23・24・28 に**作成上の留意点がありますので、必ずよく読み、作成してください。**

2 「施設等の種別」欄は、具体的に記入してください(医療法に規定する病院、障害者支援施設(生活介護)、計画相談支援、通所介護等)。

3 記載内容に記入漏れ又は不備、不明な点がある場合は、再提出や追加書類を求めることがあります。

4 介護保険法(平成9年法律第123号)第69条の39第1項第2号により不正の手段により登録を受けた場合は、介護支援専門員の登録を消除する旨の規定がありますので、留意してください。

※切り取らず、コピーして使用してください。または本会ホームページから様式をダウンロードできます。

受験者の自書による証明書は不可 (事業所等

このページは、実務経験見込証明書を記入する事業所の方へ渡してください

※本票を用いた方は、見込んだ内容が確定し(必着)。期限までに提出されないと、実務経験
なお、実務経験証明書を提出する際は、必ず本様式ではなく、実務経験証明書(P25)を使用してください。

令和7年度 埼玉県

介護支援専門員実務研修受講試験 実務経験見込証明書

作成日：令和7年 6 月 2 日

記入例

埼玉県社会福祉協議会 会長 行

証明書を作成した日です。

【注意】本様式は、作成

- ・修正液、修正テープの使用は不可。
- ・受験者の自筆による証明書は不可。
- ・1施設・事業所で1枚作成。
- ・必ずコピーをとり、保管すること。

施設又は事業所の所在地	〒 330 - □□□□
さいたま市浦和区高砂□-□-□	
事業所名	(医) さくら会 針ヶ谷総合病院
氏名	院長 桜 一郎
番号	048-800-00
代表者氏名	浦和 佳子

職印は、事業所の公的な申請に使用する代表者印等を捺印してください。

代表者印
(理事長・施設長等の印)

下記の者の実務経験は、以下のとおりであることを証明し、事

フリガナ	サイタマ サクラ
氏 名	埼玉 さくら
法人名	医療法人さくら会
施設又は事業所名	針ヶ谷総合病院
施設等の種別	医療法に規定する病院
対象資格登録日	昭和 30 年 4 月 15 日 令和 51 年 2 月 11 日生
直接対人援助業務に従事	昭和 2 年 10 月 12 日 ~ 平成 7 年 10 月 11 日 (5 年 0 か月 0 日) ①
1か月以上業務に従事	令和 1 年 0 月 6 日
訂正する場合は、二重線で消し、訂正印(職印と同じ印)を押印してください。	1, 0 9 6
(101~309)	1 0 6
主な業務内容	【P. 24の記入例を参考に具体的に記入】 看護として要介護者に対する療養上の世話又は診療の補助に従事。

受験者が主に所属する種別を、「通所介護」「障害者支援施設(生活介護)」「計画相談支援」など、具体的に御記入ください。
※301~309のコードの場合、P.10(表2)と種別・コード・職種及び業務内容(主な業務内容に記入)が一致している必要があります。

該当する元号に○をつけてください。

() 内まで忘れずに御記入ください。

※最長で試験日前日(10月11日)まで見込んで記入ができます。

差し引き ①-② (年 か月 日)

1か月以上業務に従事しなかった期間がある場合はその期間を記入してください。
この場合、「差し引き①-②」を必ず御記入ください。

301~309のコードに当てはまる場合、そちらを優先して記入してください。

(注意) 同一事業所内の職種変更等で、受験資格コードが異なる場合、期間・日数・コード・業務内容は全て2段書きにしてください。

P. 24の記入例を参考に、主たる業務を記入してください。